

徳島県告示第四百六十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更について届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

令和二年七月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

株式会社建築構造センター

東京都新宿区新宿一丁目八番一号 大橋御苑駅ビル六階

二 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

変更前

事務所	所 在 地
神奈川事務所	神奈川県横浜市西区北幸二丁目三番一九号 日総第8ビル八階

変更後

事務所	所 在 地
神奈川事務所	神奈川県横浜市西区高島二丁目二番六号 崎陽軒ビル ヨコハマ・ジャスト一号館七階

三 変更する日

令和二年七月十三日